

鳥取労働局発表
令和5年9月5日（火）

担 当	鳥取労働局労働基準部賃金室
	室長 片山 竜次
	室長補佐 市村 英二
	電話 0857-29-1705

鳥取県最低賃金は10月5日から時間額900円に
～引き上げ額46円～

1 鳥取労働局長（平川 雅浩）は、令和5年8月9日に鳥取地方最低賃金審議会（会長：佐藤 匡）から答申を受けた鳥取県最低賃金の改正決定に関して、所要の手続きを経て、現行の鳥取県最低賃金（時間額854円）を46円引き上げ、時間額900円とする改正決定を行い、本日、官報公示を行いました。

これにより、鳥取県最低賃金は、令和5年10月5日から900円に引き上げられることが確定しました。

2 鳥取県最低賃金は、原則として、鳥取県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなど全ての労働者とその使用者に対して適用されます。

3 今後、鳥取労働局においては、改正後の鳥取県最低賃金について、県内の事業場や労働者に広く周知と履行確保及び中小企業・小規模事業者の賃金引き上げの支援を行ってまいります。

○ 賃金引き上げに『業務改善助成金』（別添リーフレット）をご活用ください！

最低賃金の引上げにあたって、生産性向上に向けた取り組みと合わせて実施する場合、業務改善助成金を活用することができます。

厚生労働省では、8月31日付けで業務改善助成金の要件について、①対象となる事業場の要件を拡大、②事業場規模50人未満の事業場については賃金引き上げ後の申請が可能、③助成率の区分となる金額上限を引上げ、助成率の範囲を拡大、といった拡充を行いました。

最低賃金の引上げにあたり、業務改善助成金をご活用ください。詳しくは、担当あてお問い合わせください。

【担当】鳥取労働局雇用環境・均等室（助成金担当：電話 0857-29-1701）